

魏紀二起昭陽單閼，盡強圖協洽，凡五年。

■魏、**呉**、**蜀**、続国訳漢文大成。経子史部 第 4 卷 249p

世祖文皇帝_下黄初四年（癸卯，223年）

■春，正月，曹真是張郃をして撃ちて呉兵を破らしめ、遂に奪いて江陵の中洲に據る。

蜀二月，諸葛亮は永安（白帝を劉備入場で改名、巴東郡治所、四川省東川道奉節県の東、現・重慶市奉節県）に至る。

■**呉**〔第四次濡須口の戦い、曹仁は朱桓に迎撃され敗れる〕曹仁は歩騎數萬を以て濡須（安徽省安慶道和县、現・馬鞍山市和县）に向かい、先ず揚聲して、

「東に羨溪（濡須の東、安徽省安慶道和县内、現・馬鞍山市和县）を攻めんと欲す」

と、朱桓（濡須の督）は兵を分けて之に赴く。既に行き、仁は大軍を以て徑に進む。桓は之を聞き、追いて羨溪の兵を還らしむ、兵は未だ到らず而して仁は奄至す。時に桓の手下及び部する所の兵の在る者は才^{わずか}に五千人、諸將は業業（危ぶみ懼れる様、非難囂々）として各々懼れる心有り、桓は之を諭して曰く、

「凡そ兩軍は交々對し、勝負は將に在り、衆寡に在らず。諸君は曹仁の兵を用い師を行くを聞き、(4-250p)桓に孰^{いづれ}與ぞ邪？兵法に『客は倍し而して主人は半ばす』と稱する所以の者は、俱に平原に在りて城隍の守り無きを謂い、又た士卒の勇怯の齊等を謂う故なる耳。今仁は既に智勇に非ず、加えて其の士卒は甚だ怯にして、又た千里を歩涉し、人馬は罷困す。桓は諸君と共に高城に據り、南は大江に臨み、北は山陵を背にし、逸を以て勞を待ち、主と為りて客を制し、此れ百戰して百勝之勢なり、曹丕が自ら來たると雖も、尚ほ憂うるに足らず、況んや仁等を邪！」

桓は乃ち旗鼓を偃せ、外に虛弱を示して以て仁を誘致す。仁は其の子の泰を遣わして濡須の城を攻め、分けて將軍の常雕、王雙等を遣わして油船（牛皮に油を塗り水を弾く船）に乗り別に中洲（安徽省安慶道廬江県、現・合肥市廬江県）を襲わしむ。中洲者、桓の部曲の妻子の在る所也。蔣濟は曰く、

「賊は西岸に據り、船を上流に列べ、而して兵は洲中に入るは、是れ自ら地獄に内ると為す、危亡之道也。」

仁は従わず、自ら萬人を將して橐皋（濡須の北、安徽省安慶道巢県、現・合肥市巢湖市）に留まり、泰等の後援と為す。桓は別將を遣わして雕等を撃たしめ而して身自ら泰を拒み、泰は營を焼きて退く。桓は遂に常雕を斬り、王雙を生きて虜にし、陳に臨みて殺し溺死者は千餘人なり。

呉〔呂蒙死して朱然が江陵を能く守る〕初め、呂蒙の病は篤く、呉王は問いて曰く、

「卿が如し起たざれば、誰か代る可き者や？」

蒙は對えて曰く、

「朱然が膽守に餘り有り、愚は以て任ず可しと為す。」

朱然者、九真太守の朱治の姉の子也。本姓は施氏なり、治は養いて以て子と為す、時に昭武將軍（呉の置く將軍）為り。蒙は卒し、呉王は然に節を假し、江陵に鎮せしむ。曹真等の江陵を圍むに及び、孫盛は破れ、呉王は諸葛瑾等を遣わして兵を將いて往きて圍みを解かしめ、夏侯尚は撃ちて之を卻く。江陵の中外は斷絶し、城中の兵は多く腫病し、戦いに堪える者は裁^{わずか}に五千人。真等は土山を起し、地道を鑿ち、樓櫓を立てて城に臨み、弓矢は雨にごとく注ぎ、將士は皆な色を失う。然は晏如として恐れる意無く、方に

吏士を厲まし、間隙を伺い、攻めて魏の兩屯を破る。魏兵は**然**を圍むこと凡そ六月、江陵令の**姚泰**は兵を領して城の北門に備え、外兵は盛んになりて、城中の人少なく、穀食は且つ盡きんとするを見、濟らざらんを懼れ、内應を為さんと謀る、**然**は覺り而して之を殺す。

■ 〔董昭の上疏で渚中から撤退成功〕 時に江水は淺狹にして、**夏侯尚**は船に乗りて歩騎を將いて渚中（江陵の中州、湖北省荊南道江陵県、現・荊州市江陵県）に入りて屯を安んじ、浮橋を作り、南北往來せんと欲し、議者は多く以て為す、

「城は必ず抜く可し。」

董昭は上疏して曰く、

「**武皇帝**は智勇は人に過ぎる、而るに兵を用いるに敵を畏れ、敢えて之を輕んじること此くの若きならざる也。夫れ兵は進むを好み退くを惡むは、常然之數なり。平地にして險無くしてすら、猶ほ尚ほ艱難なり、就え當に深く入るとも、還る道は宜しく利するべし、兵は進退に有り、意の如くなる可からず。今渚中に屯すは、至って深き也。浮橋は而して濟るは、至って危き也。一道に而して行くは、至って狹き也。三つのもの者、兵家の忌む所、而るに今之を行うは、賊の頻りに橋を攻め、誤りて漏失（橋が敵に断たれる）有れば、渚中の精銳は魏之有に非ず、將に轉化して吳と為らん矣。臣は私に之を戚い、寢と食を忘れる、
（4-251p）而るに議者は怡然として以て憂いと為さず、豈に惑わず哉！加えて江水は長すに向かい、一旦暴増すれば、何を以て防禦するや！就え賊を破らずとも、尚ほ當に自ら完くすべし、奈何して危に乗るや、以て懼れと為さずや！惟だ**陛下**は之を察すべし。」

帝は即ち**尚**等に詔して出るを促し、吳人は兩頭より並び前み、魏兵は一道より引き去り、時に泄るを得ず、僅に而して濟るを獲る。吳將の**潘璋**は已に荻筏を作り、以て浮橋を燒かんと欲し、會々**尚**は退きて而して止む。旬日の後、江水は大いに漲り、**帝**は**董昭**に謂って曰く、

「君が此の事を論じるは、何ぞ其れ審かなる也！」

會々天は大疫し、**帝**は悉く諸軍を召して還る。

■ **三月**、丙申（32-25+1=8日）、車駕は洛陽に還る。

■ 〔吳蜀いずれを先に攻めるか〕 初め、**帝**は**賈詡**に問いて曰く、

「吾は命に従わざるを伐ち、以て天下を一にせんと欲す、吳、蜀の何れが先や？」

對えて曰く、

「攻めて取る者は兵權を先にし、本を建てる者は德化を尚ぶ。**陛下**は期に應じて禪を受け、率土を撫臨し、若し之を綏じるに文德を以てし而して其の變を俟てば、則ち之を平らげるは難からず矣。吳、蜀は蕞爾たる小國と雖も、山に依り水が阻む。**劉備**は雄才有りて、**諸葛亮**は善く國を治める。**孫權**は虚實を識り、**陸遜**は兵勢を見る。險に據り要を守り、舟を江湖に泛べ、皆な卒に謀り難き也。兵を用いる之道は、先ず勝ちを先にして戦いを後にし、敵を量り將を論じる。故に舉の遺策無し。臣は竊に群臣を料るに備、權の對無く、天威を以て之に臨むと雖も、未だ萬全之勢いを見ざる也。昔**舜**は干戚を舞わし而して有苗は服す（舜は文德を敷き干羽を兩階に舞わす、七旬にして有苗格る。武を用いるは無用の意）、臣は以為うに當に今宜しく文を先にし武を後にすべし。」

帝は納れず、軍は竟に功無し。

■ **丁未**（43-25+1=19日）、陳忠侯の**曹仁**は卒す。

【劉備は白帝城に死す】

蜀 **〔黄元の反乱鎮圧〕** 初め、**黄元**は**諸葛亮**の善からざる所と為り、**漢主**の疾病を聞き、後の患え有らんと懼れ、故に郡を擧げて反し、**臨邛**（漢嘉郡の県、四川省建昌道邛崃県、現・成都市邛崃市）城を焼く。時に**亮**は東に行きて疾を省し、**成都**は單虚なり、**元**は益々憚る所無し。**益州**の治中從事の**楊洪**は、**太子**に啟し將軍の**陳習**、**鄭綽**を遣わして**元**を討たしむ。衆議は以為らく、

「**元**が若し**成都**を圍む能わざれば、當に**越嶲**（四川省建昌道越嶲県、現・涼山イ族自治州越西県）に由りて**南中**（漢の**益州**・**永昌郡**の地）に據るべし。」

洪は曰く、

「**元**は素より性は凶暴なり、他の恩信無く、何の能く此れを辦じるや！水に乗りて東に下り、**主上**に平安ならば、面縛して死に歸すを冀うに過ぎず。如し其れ異（**劉備**の異変、死）有れば、**吳**に奔りて活を求める耳。但だ**習**、**綽**に敕して**南安**（四川省建昌道夾江県、現・樂山市夾江県）の峽口に於いて邀え遮れば、即ち便ち得ん矣。」**元**の軍は敗れ、果たして江に順いて東に下り、**習**、**綽**は生きて獲り、之を斬る。

蜀 **〔劉備は殂す〕** **漢主**の病は篤く、丞相の**亮**に命じて**太子**を輔けしめ、尚書令の**李嚴**を以て副と為す。**漢主**は**亮**に謂って曰く、

「君の才は**曹丕**に十倍す、必ず能く國を安んじ、終に大事を定めん。若し嗣子輔ける可くば、（4-252p）之を輔けん。如（続は若）し其の才にあらざれば、君は自ら取る可し。」

亮は涕泣して曰く、

「臣は敢て股肱之力を竭し、忠貞之節を效し、之を繼ぐに死を以てせざらんや！」

漢主は又た詔を為り**太子**に敕して曰く、

「人五十は夭（夭折、短命）と稱せず、吾の年は已に六十有餘なり、何ぞ復た恨む所をや、但だ卿の兄弟を以て念を為す耳。之を勉めよ、之を勉めよ！惡小なるを以て而して之を為す勿かれ、善小なるを以て而して為さざる勿かれ！惟れ賢惟れ徳、以て人を服す可し。汝の父は徳薄く、^{なほ}効うに足らざる也。汝は丞相と事に従い、之に事えるに父の如しにせよ。」

夏、**四月**、癸巳（〔壬午〕か、四月は己未朔、癸巳無し。據るに《蜀志・先主傳》云く「今月二十四日奄忽升遐」、是月二十四日為壬午、據改。按此癸巳疑は上諡號之日。元嘉曆では戊午朔で一日ズレ）、**漢主**（年63）は**永安**に於いて殂し、諡して**昭烈**（「蜀志先主傳」には昭烈皇帝）と曰う。

蜀 丞相の**亮**は喪を奉じて**成都**に還り、**李嚴**を以て中都護と為し、留めて**永安**に鎮ぜしむ。

蜀 **〔諸葛亮の執政〕** **五月**、**太子**の**禪**（**劉禪**、字は公嗣）は即位す、時に年十七なり。**皇后**を尊びて**皇太后**と曰い、大赦し、改元して**建興**とす。丞相の**亮**を封じて**武郷侯**と為し、**益州**牧を領せしめ、政事は鉅細無く、**鹹**な**亮**に於いて決す。**亮**は乃ち官職を^{ととの}約え、法制を修め、教を發して群下に與えて曰く、

「夫れ參署（同異を參酌し署名して行ふ役）者、衆思を集め、忠益を廣める也。若し小嫌に遠ざかり、相い違覆（異議を唱え、覆審する、反復して取り調べる）する難ければ、曠闕して損す矣。違覆し而して中を得るは、猶ほ敝蹠（続は敝蹠、破れた草履）を棄て而して珠玉を獲るがごとし。然れども人心は盡くす能わざるを苦しみ、惟だ**徐元直**（徐庶の字）は茲に處りて惑わず。又た、**董幼宰**（董和の字）は參署七年、事至らざる有れば、十反に至るまで、來りて相て啟告す。苟くも能く**元直**之十一、**幼宰**之勤渠（懇懃）にして、國に忠有るを慕えば、則ち**亮**は以て過ち少なかる可し矣。」

又た曰く、

「昔初め**州平**（崔州平、崔烈の字）に交わり、屢々得失を聞く。後に**元直**に交わり、勤めて啟誨せ見る。前に事を**幼宰**に参するに、言う毎に則ち盡す。後に事に**偉度**に従うに、數々諫止有り。資性の鄙暗にして、悉く納れる能わずと雖も、然れども此四子と終始好く合う、亦た以て其の直言を疑わざるを明らかにするに足る也。」

偉度と者、**亮**の主簿の義陽の**胡濟**也。

蜀 **〔楊顒は諸葛亮の身を心配〕** **亮**は嘗て自ら簿書を校し、主簿の**楊顒**は直ちに入り、諫めて曰く、

「治を為すに體有り、上下は相い侵す可からず。請う明公の為に家を作るを以て之を譬えん。今人有り、奴をして耕稼を執り、婢をして炊爨を典り、雞をして司晨を主り、犬をして盜に吠えるを主り、牛をして重載を負い、馬をして遠路を渉ら使む。私業は曠しく無く、求める所は皆な足り、雍容として枕を高くし、飲食し而して已む。忽ち一旦盡く身を以て其の役を親らせんと欲し、復た付任せざれば、其の體力を勞し、此の碎務を為せば、形は疲れ神困しみ、終に一も成る無し。豈に其の智之奴婢雞狗に如らざる哉？家主為る之法を失う也。是の故に古人は稱す、**(4-253p)**『坐し而して道を論じる、之を王公（続は三公）と謂う。作して而して之を行う、之を士大夫と謂う。』故に**丙吉**（漢の宣帝の相）は道に横たわる死人を問わず而して牛の喘ぐを憂い、**陳平**（13 卷漢の文帝元年にあり）は肯て錢穀之數を知らずして、云う『自ら主者有り』と、彼は誠に位分之體に達せる也。今明公は治を為し、乃ち躬ら自ら簿書を校し、汗を流すこと終日なり、亦た勞せず乎！」

亮は之を謝す。**顒**の卒するに及び、**亮**は泣を垂れること三日なり。

■ **六月**，甲戌（10+60-53+1=1 8 日），任城の威王の**彰**は卒す。

■ 甲申（20+60-53+1=2 8 日），魏の壽肅侯の**賈詡**は卒す。

■ 大水となる。

吳 ■ **吳**の**賀齊**は**蕲春**（江夏郡の県、吳は郡とす、湖北省江漢道蕲春県、現・黄冈市蕲春県）を襲い、太守の**晉宗**を虜えて歸る。

蜀 初め、益州郡の耆帥（長老、蜀志後主傳には大姓に作る）の**雍闓**は太守の**正昂**を殺し、士燮に因りて以て吳に附くを求める、又た太守の成都の**張裔**を執り以て吳に與え、吳は**闓**を以て永昌太守と為す。永昌の功曹の**呂凱**、府丞の**王伉**は吏士を率い境閉じてを拒み守り、**闓**は進む能わず、郡人の**孟獲**をして諸夷を誘扇せ使め、諸夷は皆な之に従う。牂柯太守の**朱褒**、越嶲の夷王の**高定**は皆な叛して**闓**に應じる。**諸葛亮**は新たに大喪に遭うを以て、皆な撫し而して討たず、農を務め穀を殖し、**關**（越嶲の靈關を閉じる）を閉じ民を息め、民は安んじ食足り而して後に之を用いる。

■ **〔高柔の上疏〕** **秋**，**八月**，丁卯（3+60-52+1=1 2 日），廷尉の**鍾繇**を以て太尉と為し、治書執法（官名、奏劾を掌る）の**高柔**を代えて廷尉と為す。是の時三公は事無く、又た朝政を與にするは希なり、**柔**は上疏して曰く、

「公輔之臣は、皆な國之棟樑にして、民は具に瞻る所なり、而るに之を三事（古は三公を三事という）に置き、政を知ら使めず、遂に各々偃息（偃臥して自ら安んじる）して高きを養い、進納有るは鮮し、誠に朝廷の大臣を崇用する之義、大臣の可を獻じ否を替える之謂いに非ざる也。古者刑政に疑い有れば、輒ち槐、棘（周禮に曰く、三槐に面して三公位し、九棘を左にして孤卿大夫位すと。三公卿大夫をして大事を決議せしむ）之下に議す。今より之

後、朝に疑議及び刑獄の大事有り、宜しく數々以て三公に咨訪すべし。三公は朔、望之日に朝するときは、又た特に延き入れ得失を講論し、博く事情を盡す可し、庶わくは天聽を補起し、大化を光益する有らん。」帝は嘉納す焉。

■辛未（7+60-52+1=16日）、帝は滎陽に校獵す、遂に東巡す。九月，甲辰（40-22+19日），許昌に如く。

蜀〔鄧芝の使者で蜀と吳の同盟へ〕漢の尚書の義陽の鄧芝は諸葛亮に言って曰く、

「今主上は幼弱にして、初めて尊位に即く、宜しく大使を遣わし吳の好^{よし}を重ねて申べるべし。」亮は曰く、

「吾は之を思うこと久し矣、（4-254p）未だ其の人を得ざる耳、今日始めて之を得る。」

芝は問う、

「其の人は誰と為すや？」

亮は曰く、

「即ち君を使わす也。」

乃ち芝を遣わし中郎將を以て好を吳に修めしむ。冬，十月，芝は吳に至る。時に吳王は猶ほ未だ魏と絶たず、狐疑し、時に芝を見ず。芝は乃ち自ら表して見えんことを請いて曰く、

「臣は今來たるは、亦た吳の為ならんと欲す、但だ蜀の為に非ざる也。」

吳王は之に見え、曰く、

「孤は誠に蜀と和親するを願う、然れども蜀主の幼弱にしてた、國小さく勢いは逼り、魏の乗ずる所と為り、自ら保全せざるを恐れる耳。」

芝は對えて曰く、

「吳、蜀の二國は、四州（荊州・揚州・梁州・益州）之地なり。大王は命世之英、諸葛亮も亦た一時之傑也。蜀は重險（外に斜路子午の險、伐ちに劍閣の險有り）之固め有り、吳は三江（吳の淞江、錢塘江、浦陽江）之阻有り。此の二長を合わせ、共に唇齒と為し、進みて天下を並兼す可く、退きては鼎足而して立つ可し、此れ理之自然也。大王が今若し質を魏に委ねれば、魏は必ず上は大王之入朝を望み、下は太子之内侍を求め、若し命に従わざれば、則ち辭を奉じて叛を伐たん、蜀も亦た流れに順いて可を見て而して進まん。此の如く、江南之地は復た大王之有に非ざる也。」

吳王は默然として良久しく曰く、

「君の言は是也。」

遂に魏と絶ち、専ら漢と連和す。

蜀是の歲、漢主は妃の張氏（張飛の女）を立てて皇后と為す。

黃初五年（甲辰，224年）

■春，二月（「魏志文帝紀」三月），帝は許昌より洛陽に還る。

■初平以來、學道は廢墜す。夏，四月，初めて太學を立て博士を置き、漢の制に依りて《五經》課試之法（漢の武帝以來の法、19卷元朔五年にあり、平帝の時歲毎に甲乙丙各課40人、後漢に五經14博士を立ち、順帝には甲乙各10人増員）を設ける。

【呉】**〔呉蜀同盟は陸遜と諸葛亮〕** 呉王は輔義中郎將の呉郡の張温をして漢に聘せ使め、是れより呉、漢(此の處を司馬光は未だ改「蜀」を改めて「漢」と為さず、修正す)の信使は絶えず。時事の宜しき所、呉主は常に陸遜をして諸葛亮に語ら令む。又た印を刻して遜の所に置き、王は漢主及び諸葛亮の書を與える毎に、常に過ぎて遜に示し、輕重、可否の安んぜざる所有れば、毎に改定せ令め、印を以て之を封ず。漢は復た鄧芝を遣わして呉に聘し、呉主は之に謂って曰く、

「若し天下太平ならば、二主は分治すれば、亦た樂しからず乎？」

芝は對えて曰く、

「天に二日無く、土に二王無し。魏を並せる之後の如きは、大王は未だ深く天命を識らず、君は各々其の德を茂らせ、臣は各々其の忠を盡し、將は枹鼓を提げ、則ち戰爭は方に始まらんとす耳。」

呉王は大いに笑いて曰く、

「君之誠款(誠心)は乃ち當に爾るべき邪！」

■ **〔曹丕は水軍で廣陵に至る〕** 秋，七月，帝は東巡し、許昌に如く。帝は大いに軍を興して呉を伐たんと欲し、侍中の辛毗は諫めて曰く、

「方今天下は新たに定まり、土は廣く民は稀なり、而るに之を用いんと欲すは、臣は誠に未だ其の利を見ざる也。先帝は屢々銳師を起し、江に臨み而して旋す(三次の濡須口の戦い)。今六軍は故よりも増さず、(4-255p) 而るに復た之を修(続による、循?、呉と怨みを修める)める、此れ未だ易からざる也。今日之計は、民を養い屯田するに若くは莫し、十年にして然る後に之を用いれば、則ち役は再び擧げず矣。」

帝は曰く、

「卿の意の如きは、更に當に虜を以て子孫に遺すべき邪？」

對えて曰く、

「昔周の文王は紂を以て武王に遺せり、惟だ時を知る也。」

帝は從わず、尚書僕射の司馬懿を留めて許昌に鎮せしむ。八月，水軍を為^づり、親ら龍舟に御し、蔡、潁(二木の名)に循い、淮に浮かんで壽春に如く。九月，廣陵に至る。

【呉】 呉の安東將軍の徐盛は計を建て、木を植え葦を衣せて、疑城假樓^づを為^づり、石頭より江乘(丹陽郡の県、江蘇省金陵道句容県、現・鎮江市句容市)に至り、聯綿として相い接すること數百里、一夕而して成る。又大いに舟艦を江に浮かべる。

■ **〔暴風が魏軍を阻む〕** 時に江水は盛んに長じ、帝は臨望し、嘆いて曰く、

「魏は武騎千群有りと雖も、之を用いる所無し、未だ圖る可からざる也。」

帝は龍舟に御し、會々暴風は漂蕩し、幾^{ほと}んど覆没に至らんとす。帝は群臣に問う、

「權は當に自ら來たるや否や？」

咸な曰く、

「陛下が親征し、權は恐怖す、必ず國を擧げて而して應じん。又た敢て大衆を以て之を臣下に委ねず、必ず當に自ら來たらん。」

劉曄は曰く、

「彼は謂わん陛下は萬乘之重きを以て己を牽かんと欲す、而して江湖を超越する者は別將に在り、必ず兵を勒して事を待つ、未だ進退する有らざらん也。」

大駕は停住すること積日、呉王は至らず、帝は乃ち師を旋す。是の時、曹休は表す、

「降賊を得るに、**孫權**は已に濡須口に在りと辭せり。」

中領軍の**衛臻**は曰く、

「**權**は長江を恃み、未だ敢て亢衡（抗衡）せず、此れ必ず畏怖の偽辭耳！」

降者を考核（吟味）するに、果たして守將の作る所也。

呉 〔俊才の張溫らの失脚〕 呉の**張溫**は少くして俊才を以て盛名有り、**顧雍**は以為らく、

「當今は輩（匹敵する者）無し」

と、**諸葛亮**も亦た之を重んず。**溫**は同郡の**暨艶**を薦引して選部（選舉人事）尚書と為す。**艶**は好んで清議を為し、百僚を彈射し、三署（五官、三署郎）を覈奏し、率ね皆な高きに貶して下に就き、數等を降損し、其の故（の地位）を守る者は、十に未だ一に能わず。其の位に居りて貪鄙に、志節汚卑なる者は、皆な以て軍吏と為し、營府を置き以て之を處く。多く人の闇昧之失を揚げ以て其の謫（罪）を顯す。同郡の**陸遜**、**遜**の弟の**瑁**及び侍御史の**朱據**は皆な之を諫止す。**瑁**は**艶**に書を與えて曰く、

「夫れ聖人は善を嘉して愚をみ^{あわれ}矜、過ちを忘れ功を記し、以て美化を成す。加（続による、如×）えるに今王業は始めて建ち、將に大統を一にせんとす、此れ乃ち**漢高**の瑕を棄て用（才能有りて用いるべき者）を錄する之時也。若し善惡をして流れを異にせ令め、汝、**穎**月旦之評（漢末に汝南の許劭は從兄靖と広明り、この見て人物評論し毎月その品題を更う。故に汝南の俗に月旦の評あり）を貴^{たつと}めば、誠に以て俗を厲^{はげ}まして教えを明かにす可し、然れども恐らくは未だ行い易からざらん也。宜しく遠く仲尼之泛愛（続は汎愛、論語學而篇に孔子曰く、汎く衆を愛して仁を親しむ）に模し、近くは郭泰（人倫を善くすけども、危言覈論を為さず、士人を奨拔す。名を成す者甚だ多し。而して左原・賈淑の險惡をも断たず）之容濟に則るべし、庶わくは大道に益有らん也。」（4-256p）

據は**艶**に謂って曰く、

「天下は未だ定まらず、清を舉げて濁を厲まし、以て沮勸（惡を沮ひ善を勸む）するに足りん。若し一時に貶黜すれば、懼らくは後咎有り。」

艶は皆な聽かず。是に於いて怨憤は路に盈れ、争いて言う、

「**艶**及び選曹郎の**徐彪**は専ら私情、憎愛を用い公理に由らず。」

艶、**彪**は皆な坐して自殺す（死を賜る）。**溫**は素より**艶**、**彪**と意を同じくす、亦た坐して斥けて本郡に還し以て廝吏（賤吏）に給せられる、家に於いて卒す。始め、**溫**は方に盛んに事を用いるに、餘姚の**虞俊**は嘆じて曰く、

「**張惠恕**（張溫の字）は才多く智少く、華に而して實ならず、怨み之聚まる所、家を覆す之禍有り。吾は其の兆を見る矣。」

幾何も無く而して敗る。

■**冬**、**十月**、帝は許昌に還る。

■**十一月**、戊申（44-15+1=30日）晦、日之を食する有り。

■ 〔鮮卑の軻比能は幽州并州を連年寇す〕 鮮卑の**軻比能**（檀石槐の孫）は**步度根**の兄の**扶羅韓**を誘いて之を殺し、**步度根**は是に由りて**軻比能**を怨み、更に相い攻撃す。**步度根**の部衆は少々弱く、其の衆萬餘落を將いて太原、雁門を保つ。是の歳、闕に詣りて貢獻す。而して**軻比能**の衆は遂に強盛なり、出でて東部大人の**素利**を撃つ。護烏丸校尉の**田豫**は虚に乗りて其の後を拵す、**軻比能**は別帥の**瑁奴**をして**豫**を拒ま使め、**豫**は撃ちて之を破る。**軻比能**は是に由りて攜貳（二心を懷く）し、數々邊寇を為し、幽、并は之を苦しむ。

黄初六年（乙巳，225年）

■ 〔司馬懿の許昌留守番役〕 春，二月，詔して陳群を以て鎮軍大將軍と為し，車駕に隨い衆軍を董督し，行尚書（尚書の駕に隨う者）の事を録せしむ。司馬懿を撫軍大將軍と為し，許昌に留め，後臺（尚書第の許昌に留まる者）の文書を督せしむ。三月，帝は行きて召陵（汝南郡の県、河南省開封道鄆城県、現・漯河市召陵区）に如き，討虜渠を通ず。乙巳（41-13+1=29日），許昌に還る。

■ 并州刺史の梁習は軻比能を討ち，大いに之を破る。

蜀 〔馬謖の適切な助言〕 漢の諸葛亮は衆を率いて雍闓等を討ち，參軍の馬謖は之を送ること數十里。亮は曰く、

「共に之を謀ること歷年と雖も，今更に良規を恵まる可し。」

謖は曰く、

「南中は其の險遠を恃みて，服さざること久し矣。今日之を破ると雖も，明日復た反する耳。今公は方に國を傾けて北伐し以て強賊を事とす，彼は官勢（国勢）の内虚しきを知れば，其の叛くこと亦た速やかなり。若し遺類を殄盡し以て後患を除くは，既に仁者之情に非ず，且つ又た倉卒にす可からざる也。夫れ用兵之道は，心を攻めるを上と為し，城を攻めるを下と為し，心の戦いを上と為し，兵の戦いを下と為す，願わくは公は其の心を服す而して已む。」

亮は其の言を納れる。謖は，良之弟也。（4-257p）

■ 〔再度の呉征伐へ〕（三月閏月）辛未（是の年三月戊寅朔，辛未無し。疑為閏三月事，按閏三月戊申朔，24日、元嘉曆では丁未朔なので7+60-43+1=25日），帝は舟師を以て復た呉を征せんとし，群臣は大いに議し，宮正（御史中丞）の鮑勳は諫めて曰く、

「王師は屢々征し而して未だ克つ所有らざる者は，蓋し呉、蜀は脣齒相い依り，山水に憑阻し，拔き難き之勢い有るを以ての故也。往年龍舟は飄蕩し，隔てて南岸に在り，聖躬は危きを蹈み，臣下は膽を破り，此の時宗廟は幾んど傾覆に至るは，百世之戒め為り。今又た兵を勞して遠きを襲えば，日に千金を費し，中國は虚耗し，黠虜をして威を玩ば（国威を輕んじる）令めん，臣は竊に以為うに不可なり。」

帝は怒り，勳を左遷して治書執法と為す。勳は，信（武帝に従いて戦死）之子也。夏，五月（元嘉曆六月），戊申（44-42+1=3日），帝は譙に如く。

吳 〔吳の丞相の顧雍〕 吳の丞相の北海の孫劭は卒す。初め，吳は當に丞相を置かんとし，衆議は張昭に歸し，吳王は曰く、

「方今は事多し，職大なるは事（続は者）は責重し，之を優（優遇）する所以に非ざる也。」

劭の卒するに及び，百僚は復た昭を擧げ，吳王は曰く、

「孤は豈に子布の為に愛む有らん乎！丞相を領（続は顧）するは事煩しく，而して此の公の性は剛なり，言う所従わざれば，怨咎は將に興らん，之を益する所以に非ざる也。」

六月，太常の顧雍を以て丞相と為し、尚書事を平らかにせしむ。雍の人と為りは寡言にして，舉動は時に當たり，吳王は嘗て嘆じて曰く、

「願君は言わず、言えは必ず中^{あた}る有り。」

飲宴歡樂之際に至りては、左右は酒失有れば、而して雍は必ず之を見ることを恐れ、是を以て敢て情を
肆^{ほしいまま}にせず。吳王は亦た曰く、

「願公は座に在れば、人をして樂まざら使む。」

其の憚ら見ること此くの如し。初め尚書令を領し、陽遂郷侯に封じられる。侯に拜せられ寺(官舎)に還る、
而るに家人は知らず、後に聞き、乃ち驚く。相と為るに及び、其の選用する所の文武將吏は、各々能く任
ずる所に随い、心に適莫(心の好き嫌い)無し。時に民間に訪逮し及び政職の宜しき所、輒ち密に以て聞く。
若し納れ用いられれば、則ち之を上^{うへ}に歸す。用いられざれば、終に宣べ洩さず。吳王は此を以て之を重ん
ず。然れども公朝に於いて陳及する所有れば、辭色は順なりと雖も而して執る所の者は正し。軍國の得失
は、自ら面見するに非ず、口は未だ嘗て言わず。王は常に中書郎をして雍に詣り咨訪する所有ら令む、若
し雍の意に合い、事は施行す可きは、即ち相い與に反覆し究め而して之を論じ、為に酒食を設ける。如し
意合わざれば、雍は即ち正色して容を改め、默默として不言わず、施設する所無し。郎は退きて王に告げ、
王は曰く、

「願公が歡悅するは、是れ事宜しきに合う也。其の言わざる者は、是れ事の未だ平かならざる也。孤は當
に重ねて之を思うべし。」

江邊の諸將は、各々功を立て自ら效さんと欲し、多く便宜を陳べ、掩襲する所有り。王は以て雍を訪ねる。
雍は曰く、

「臣は聞く兵法は小利を戒めると、此れ等の陳べる所は、功名^{もと}を邀めて而して其の身の為にせんと欲す、
國の為に非ざる也。陛下は宜しく禁制すべし、苟くも以て威^{かたいや}を曜かし敵を損するに足(続は非)らず、宜
しく聽^{ゆる}すべからざる所也。」

王は之に従う。(4-258p)

■吳利成(漢の東海郡に属す県、魏武帝は初めて利成郡を分置す、山東省濟寧道臨淄県の東百里、現・臨沂市蘭山区)の郡兵の蔡
方等は反し、太守の徐質を殺し、郡人の唐咨を推して主と為す。屯騎校尉の任福等に詔して討ちて之を平
がしむ。咨は海道より亡げて吳に入り、吳人は以て將軍と為す。

■秋、七月、皇子の璽を立てて東武陽王と為す。

蜀[諸葛亮は孟獲を七縱七擒]漢の諸葛亮は南中に至り、在る所戰捷し、亮は越嶲^{ようがい}由り入り、雍闓及び高
定を斬る。庾降^{らいこう}(雲南省滇中道曲靖県、現・曲靖市麒麟区)督の益州の李恢は益州由り入ら使め、門下督の巴西の
馬忠をして牂柯(益州・寧州、現・貴州省・雲南省)由り入らしめ、諸縣を撃破し、復た亮と合す。孟獲は闓の餘
衆を収めて以て亮を拒む。獲は素より夷、漢の服する所と為る、亮は募りて之を生致し、既に得て、營陳
之間を觀さ使め、問いて曰く、

「此の軍は何如？」

獲は曰く、

「向者に虚實を知らず、故に敗れる。今營陳を觀るを賜^{こうむ}わるを蒙る、若し只だ此くの如くならば、即ち
定めし勝ち易き耳。」

亮は笑い、縦ちて更に戦わ使む。七たび縦ち七たび擒え而して亮は猶ほ獲を遣り、獲は止まりて去らず、
曰く、

「公は、天威也、南人は復た反せず矣！」

亮は遂に滇池（益州郡の県、雲南省滇中道昆明県、現・昆明市盤竜区）に至る。

蜀 **〔諸葛亮は南夷を平定す〕** 益州、永昌、牂柯、越嶲の四郡は皆な平らぎ、亮は其の渠率（首領）に即きて而して之を用いる。或は以て亮を諫め、亮は曰く、

「若し外人を留めれば、則ち當に兵を留め、兵を留めれば則ち食する所無し、一に易からざる也。加えるに夷は新たに傷破し、父兄は死喪し、外人を留めて而も兵無き者は、必ず禍患と成すは、二の易からざる也。又た、夷は累に廢殺（郡将を殺す）之罪有り、自ら罍の重きを嫌い、若し外人を留めれば、終ら相い信じず、三の易からざる也。今吾は兵を留めず、糧を運ばず、而して綱紀は粗ぼ定まり、夷、漢は粗ぼ安から使めんと欲する故耳。」

亮は是に於いて悉く其の俊傑の孟獲等を収め以て官屬と為し、其の金、銀、丹、漆、耕牛、戰馬を出して以て軍國之用に給す。是れより終に亮之世には、夷は復た反せず。

■ **〔吳攻略また寒波で失敗〕** 八月、帝は舟師を以て譙より渦（水の名）に循いて淮に入る。尚書の蔣濟は表す、

「水道は通じ難し」

と、帝は従わず。冬、十月、廣陵の故城に如き、江に臨みて觀兵す、戎卒は十餘萬、旌旗は數百里、江を渡る之志有り。吳人は嚴兵して固守す。時に大寒し、冰し、舟は江に入るを得ず。帝は波濤の洶湧を見、嘆いて曰く、

「嗟乎、固に天の以て南北を限る所也！」

遂に歸る。孫韶は將の高壽等を遣わして敢死之士五百人を率いて、徑路に於いて夜帝を要（要撃）し、帝は大いに驚く。壽等は副車、羽蓋を獲て以て還る。是に於いて戰船數千は皆な滯りて行くを得ず、議者は就きて兵を留めて屯田せんと欲し、蔣濟は以為く、

「東は湖に近く、北に淮に臨む、若し水盛んなる時は、賊は寇を為し易く、屯を安んず可からず。」

帝は之に従い、車駕は即ち發す。還り、精湖（江蘇省淮揚道淮安県の湖、現・淮安市淮安区）に到り、水は稍く盡き、盡く船を留めて濟に付す。船は連延として數百里の中に在り、濟は更に地を鑿り四五道を作り、（4-259p）船を蹴りて（前船の艫と後船の軸を相接する）聚まら令む。豫め土豚（土俵）を作り湖水を遏斷し、皆な後船を引き、一時に遏を開き淮中に入り、乃ち還るを得る。

■ 十一月、東武陽王の鑒は薨ず。

吳 十二月、吳の番陽賊の彭綺は攻めて郡縣を没す、衆は數萬人なり。

黄初七年（丙午，226年）

■ **〔蔣濟に作戰計画命令〕** 春、正月、壬子（48-38+1=11日）、帝は洛陽に還る、蔣濟に謂って曰く、

「事は曉かならざる可からず。吾は前に決して謂うに、半を分けて船を山陽の湖中（精湖）に焼かんと、卿は後に於いて之を致し、略ぼ吾と俱に譙に至る。又た陳べる所を得る毎に、實に吾が意を入れる。今より賊を討つ計畫は、善く思いて之を論じよ。」

蜀 **〔蜀の漢中進出計画〕** 漢の丞相の亮は軍を漢中に出さんと欲す。前將軍の李嚴は當に後事を知らるべく、屯を江州に移し、護軍の陳到を留めて永安（白帝）に駐せしめ、而して嚴に統屬す。

呉の陸遜は所在に穀少なきを以て、表して諸將をして農畝を増廣せ令め。呉王は報じて曰く

「甚だ善し！孤の父子をして親ら田を受け令めよ、車中八牛、以て四耦（耦とは兩耜を並べて耕す、牛二頭で一耦）と為すべし、未だ古人に及ばずと雖も、亦た衆と其の勞を均等にせんと欲する也。」

■ 私怨で鮑勳を誅殺 帝之太子^た為る也、郭夫人の弟は罪有り、魏郡の西部都尉（漢獻帝建安 18 年に魏武帝は魏郡を分けて東西都尉を置く、後に東部都尉を以て陽平郡を立て、西部都尉を以て廣平郡を立て、これを三魏という、皆司州に属す）の鮑勳は之を治す。太子は請い、得る能わず、是に由り勳を恨む。即位するに及び、勳は數々直諫し、帝は益々之を忿る。帝は呉を伐ちて還り、陳留の界に屯す。勳は治書執法為り、太守の孫邕は見え出でて、勳を過る。時に營壘は未だ成らず、但だ標埒（木標と低い垣）を立て、邕は邪行し、正道よりせず、軍營の令史の劉曜は之を推（推究）せんと欲し、勳は塹壘の未だ成らざるを以て、解止して舉げず。帝は之を聞き、詔して曰く、

「勳は鹿を指して馬と作す（趙高の故事を用いる）、收めて廷尉に付すべし。」

廷尉は法議す、

「正刑は五歲（髡鉗して城旦舂と為す）」

と、三官は駁す、

「律に依れば、罰金は二斤」、

帝は大いに怒りて曰く、

「勳は活分無し、而るに汝等は之を縦さんと欲するや！三官（廷尉の正監平）已下を収めて刺奸に付し、當に十鼠をして同穴（同罪）なら令むべし！」

鐘繇、華歆、陳群、辛毗、高柔、衛臻等は並びて表す、

「勳の父の信は太祖に功有り」（59 卷漢獻帝初平元年、60 卷二年三年にあり）

と、勳の罪を求請し、帝は許さず。高柔は固執して詔命に従わず、帝は怒ること甚しく、柔を召して臺（尚書臺）に詣らしめ、使者を遣わして指を承けて廷尉に至り勳を誅す。勳は死し、(4-260p) 乃ち柔を遣りて寺に還す。

■ 曹洪も罪を得るも卞太后が救命 驃騎將軍の都陽侯の曹洪は、家は富み而るに性は吝嗇なり、帝が東宮に在り、嘗て洪に従いて絹百匹を貸る、意に稱^{かな}わず、之を恨之む。遂に捨客が犯法を犯すを以て、下獄され死に当たり、群臣は並びて救うも、能く得る莫し。卞太后は帝を責めて怒りて曰く、

「梁、沛之間、子廉（曹洪の字）に非ざれば今日有る無からん！」（曹洪が武帝を脱出させたこと 59 卷初平元年にあり）又た郭后に謂って曰く、

「曹洪をして今日死せ令めば、吾は明日帝に救して后を廢さん矣！」

是に於いて郭后は泣涕して屢々請い、乃ち官を免じ、爵土を削るを得たり。

■ 曹丕は狙す 初め、郭后は子無し、帝は母として平原王の叡を養わ使む。叡の母の甄夫人が誅せ被れ（前卷元年にあり）るを以て、故に未だ建てて嗣と為さず。叡は后に事えること甚だ謹み、后も亦た之を愛す。帝は叡と獵し、子母の鹿を見、帝は親ら其の母を射殺し、叡に命じて其の子を射さしむ。叡は泣いて曰く、

「陛下は已に其の母を殺す、臣は復た其の子を殺すに忍びず。」

帝は即ち弓矢を放ち、之が為に惻然とす。夏、五月、帝は疾篤し、乃ち叡を立てて太子と為す。丙辰（52-36+1=17 日）、中軍大將軍の曹真、鎮軍大將軍の陳群、撫軍大將軍の司馬懿を召し、並びに遺詔を受けて

政を輔けしむ。丁巳（53-36+1=18日）、帝は殂す（年40）。

■〔陳寿は曹丕は賢主の素質ありとす〕陳壽は評して曰く、

「文帝は天資は文藻あり、筆を下せば章を成し、博聞強識にして、才藝は兼ね^{そな}該^{そな}わる。若し之れ曠大之度を加え、勵むに公平之誠を以てし、邁志（勇み進む志）道を存し、克く徳心を廣めれば、則ち古之賢主に、何の遠きか之れ有らん哉！」

【曹叡の即位と人となり】

■太子は皇帝に即位し、皇太后を尊びて太皇太后と曰い、皇后を皇太后と曰う。

■初め、明帝（曹叡）の東宮に在るや、朝臣と交わらず、政事を問わず、惟だ思いを書籍に潜める。即位の後、群下は風采を想聞す。居ること數日、獨り侍中の劉曄を見、語ること日を盡くし（終日）、衆人は側に聴く、曄は既に出で、問う、

「何如か？」

曰く、

「秦の始皇、漢の孝武^{ともがら}之儔なり、才は具わり微かに及ばざる耳。」

帝は初めて政に蒞^{のぞ}むや、陳群は上疏して曰く、

「夫れ臣下は雷同す、是非は相い蔽うは、國之大患也。若し和睦せざれば則ち仇黨有り、仇黨有れば則ち毀譽に端無し、毀譽に端無ければ則ち真偽は實を失う、此れ皆な深く察せざる可からざる也。」

■（六月）癸未（14日、是の年五月辛丑朔、癸未無し、六月と疑う、元嘉曆一致）、甄夫人に追諡して文昭皇后と曰う。

■壬辰（23日、是の年五月辛丑朔、壬辰無し、六月の事、元嘉曆一致）、皇弟の蕤を立てて陽平王と為す。

■六月、戊寅（14-6+1=9日、前後逆転か）、文帝を首陽陵（洛陽の東北首陽山）に葬す。

【呉の孫権の外征と内政】

呉■〔孫権は江夏侵攻、撃退〕呉王は魏に大喪有りと聞き、秋、八月、自ら將いて江夏郡を攻める、太守の文聘（石陽に屯す、湖北省江漢道黄陂県の西、現・武漢市黄陂区）は堅く守る。朝議は兵を發して之を救わんと欲す。帝は曰く、

「權は水戦を習い、敢て船を下りて陸攻する所以の者は、不備を掩わんと冀う也。今已に聘と相い拒む。夫れ攻守は勢い倍す、終に敢て久しからざらん也。」（4-260p）

是より先、朝廷は治書侍御史の荀禹を遣わして邊方を慰勞せしめ、禹は江夏に到り、經る所の縣兵及び従う所の歩騎千人を發して山に乗（登る）り火を舉げ、呉王は遁走す。

■辛巳（7-5+1=3日）、皇子の冏を立てて清河王と為す。

呉■〔諸葛瑾は司馬懿と襄陽で戦う〕呉の左將軍の諸葛瑾等は襄陽を寇し、司馬懿は撃ちて之を破り、其の部將の張霸を斬る。曹真も又た其の別將を尋陽に於いて破る。

呉■〔全琮は呉の山民を鎮撫〕呉の丹陽、呉（呉郡）、會（會稽）の山民は復た寇を成し、攻めて屬縣を没す。呉王は三郡（豫章・丹陽・新都、或いは丹陽・呉・會稽）の險地を分けて東安（漢の富春県、治所は錢塘道富陽県、現・杭州市富陽区）郡と為し、綏南將軍（呉の置く官）の全琮を以て太守を領せしむ。琮は至り、賞罰を明らかにし、降附を招誘すること、數年、萬餘人を得たり。呉王は琮を召して牛渚に還し、東安郡を罷める。

■冬，十月，清河王の問は卒す。

呉[陸遜の忠言] 呉の陸遜は便宜を陳べ、呉王に勧めるに徳を施し刑を緩め、賦を寛やかにして調を息めるを以てす。又た云わく、

「忠讜（讜は善言）之言は、極陳する能わず。容れるを求める小臣は、數々利を以て聞ず。」

王は報じて曰く、

「《書》に載る『予が違えば汝は弼^{ひたす}けよ』（舜の言）、而るに敢えて極陳せずと雲うは、何ぞ忠讜を為すを得ん哉！」

是に於いて有司をして盡く科條を寫さ令め、郎中の楮逢をして繼ぎて以て遜及び諸葛瑾に就か使め、意の安んぜざる所は、之を損益せ令む。

■[魏の新体制] 十二月，鍾繇を以て太傅と為し、曹休を大司馬と為し、都督（黄初三年に初めて都督諸州軍事を置く）揚州は故の如し。曹真を大將軍と為し、華歆を太尉と為し、王朗を司徒と為し、陳群を司空と為し、司馬懿を驃騎大將軍と為す。歆は位を管寧（北海の朱虛の人、青州の所部）に譲らんとし、帝は許さず。寧を徵して光祿大夫と為し、青州に敕して安車吏從を給し、禮を以て發遣せしめ、寧は復た至らず。

呉[呂岱は交趾分割し士徽討伐] 是の歲，呉の交趾太守の士徽^{ししやう}は卒し、呉王は徽の子の徽を以て安遠將軍と為し、九真太守を領せしめ、校尉の陳時を以て徽に代わらしむ。交州刺史の呂岱は交趾の絶遠なるを以て、表して海南三郡（交趾・九真・日南）を分けて交州と為し、將軍の戴良を以て刺史と為さんとす。海東四郡（蒼梧・南海・鬱林・合浦）を廣州と為し、岱自ら刺史と為る。良と時を遣わして南に入らしむ。而して徽は自ら交趾太守を署し、宗兵（漢末の乱以降南方の人は宗黨を率いて宗兵という）を發して良を拒み、良は合浦に留まる。交趾の桓鄰（章注及び《吳志・士徽傳》に據れば栢鄰）は、徽の舉吏也、叩頭して徽を諫め、良を迎え使む。徽は怒り、笞ちて鄰を殺し、鄰の兄の治は宗兵を合わせて撃ち、克たず。呂岱は上疏して徽を討つを請い、兵三千人を督して、晨夜海に浮かび而して往く。或は岱に謂って曰く、

「徽は累世之恩に藉^より、一州の附く所と為る、未だ輕んじ易からざる也。」

岱は曰く、

「今徽は逆計を懷くと雖も、未だ吾之卒^{にわか}に至るを虞（続は知）れず。（4-262p）若し我が軍を潜めて輕舉し、其の備え無きを掩えば、之を破るは必ず也。稽留して速かならず、（彼をして）心を生ずるを得使め、城を固守すれば、七郡の百蠻は雲合響應し、智者有りと雖も、誰か能く之を圖らん！」

遂に行き、合浦を過ぎ、良と俱に進む。岱は徽の弟の子の輔を以て師友從事と為し、遣わし往きて徽を説かしむ。徽は其の兄弟六人を率いて出で降り、岱は皆な之を斬る。

呉孫盛（302-373、東晋の歴史家・政治家。字は安国。太原郡中都県の人。魏重臣の孫資の玄孫、『晋書』に伝）は論じて曰く、

「夫れ遠きを柔らげ邇^{ちか}きを能くするは、信より善きは莫し。呂岱は士輔を師友とし、信誓を通じせ使む。徽の兄弟は肉袒し、心を推し命を委ね、岱は因りて之を滅ぼし以て功利を要^{もと}める、君子は是を以て呂氏之祚の延びざる者を知る也。」（呂岱の子孫の存在は聞かず、騙し討ちの影響か）

呉[呂岱は南方を呉に朝貢させる] 徽の大將軍の甘醴及び桓治は吏民を率いて共に岱を攻め、岱は奮撃して、之を破る。是に於いて廣州を除き、復た交州を為すこと故の如し。岱は進みて九真を討ち、斬獲は萬を以て數える。又た從事を遣わして南して威命を宣べ、徽外に暨^{きやうがい}ばしめ、扶南（扶南国 68-550、ベトナム南部メコン川流域・カンボジア）、林邑（漢の象林県、交州日南郡）、堂明（眞臘の北、カンボジアの北）の諸王は、各々遣使し

て呉に入貢す。

烈祖明皇帝上之上太和元年（丁未，227年）（曹叡、字は元仲、文帝の長子）

呉 **春（正月）**，呉の解煩（呉の部隊名、関羽を殺された劉備が呉に侵攻したとき、孫権の命で胡綜が徴兵、仏教徒で組織か）督の**胡綜**、鄱陽（江西省潯陽道鄱陽県、現・上饒市鄱陽県）太守の**周魴**は**彭綺**を撃ち、生きて之を獲る。

呉 ■ **〔文帝は彭綺の敗北予測〕** 初め、綺は自ら言わく、

「義兵を挙げ、魏の為に呉を討つ」

と、議者は以て為す、

「此に因りて呉を伐てば、必ず克つ所有り。」

帝は以て中書令（魏武帝は秘書令を置き尚書の奏事を掌る、文帝の黄初に中書令とす）の太原の**孫資**に問い、**資**は曰く、
「番陽の宗人は、前後に数々義を挙げる者有り、衆は弱く謀は浅く、旋りて輒ち乖散せん。昔**文皇帝**は嘗て密かに賊の形勢を論じて、言わく、洞浦（前卷文帝黄初三年にあり）の萬人を殺し、船千數を得るも、數日間にて、船人は復た會す。江陵は圍ま被れること月を歴て、**權**は裁に千數百兵を以て東門に住まり、而も其の土地は崩解する者無し、是れ法禁は上下相い維ぐ之明驗有（続は其）る也。此を以て**綺**を推すに、懼らくは未だ**權**の腹心の疾を為す能わざる也。」

是に至り、**綺**は果たして敗亡す。

■ **〔王朗は明帝に諫言〕** **二月**，（辛巳、17-2+1=16日《魏志・明帝紀》により補う。）、**文昭皇后**（曹丕の最初の妃、曹叡の生母）の寢園を鄴に立つ。**王朗**は往きて園陵を視、百姓の多く貧困なるを見、而して帝は方に宮室を營修す、**朗**は上疏して諫めて曰く、

「昔大禹は天下之大患を拯わんと欲し、故に先ず其の宮室を卑くし、其の衣食を儉にする。**勾踐**は其の御兒（呉越の境界の地名、浙江省錢塘道崇徳県東南に語兒郷あり、現・嘉興市桐郷市）之**疆**を廣めんと欲し、亦た其の身を約にし以て家に及ぼし、其の家を儉にして以て國に施す。漢之**文**、**景**は祖業を恢弘（広く大きくする）せんと欲し、（4-263p）故に意を百金之臺に割き（15卷漢の文帝後七年にあり）、儉を弋綈之服に昭かにする。**霍去病**（19卷漢武帝元狩四年にあり）は中才之將なり、猶ほ匈奴の未だ滅びざるを以て、第宅を治めず。遠きを恤うる者は近きを略し、外を事とする者は内に簡にするを明かにする也。今建始（建始殿、洛陽の北宮にあり）之前は、用て朝會に列するに足る。崇華（崇華殿、洛陽の北宮にあり）之後は、用て内官を序するに足る。華林（華林園）、天淵（天淵池）、用て游宴を展べるに足る。若し且つ先ず象魏（門闕）を成さんとせば、城池を修めよ、其の餘の一切は豊年を須て、専ら耕農に勤めるを以て務めと為し、戎備を習うを事と為せば、則ち民は充ち兵は強く而して寇戎は賓服せん矣。」

【出師の表】

蜀 **〔諸葛亮は漢中出兵、出師の表〕** **三月**，蜀（司馬光は漢と改めず）の丞相の**亮**は諸軍を率いて北に漢中に駐す、長史の**張裔**、參軍の**蔣琬**をして留府の事を統べ使む。發するに臨みて、上疏して曰く、

「先帝は創業未だ半ばならず、而して中道にして崩殂す。今天下は三分し、益州は疲敝す、此れ誠に危急存亡之秋也。然るに侍衛之臣は内に懈らず、忠志之士は外に身を忘れる者は、蓋し先帝之殊遇を追い、之

を陛下に報いんと欲す也。誠に宜しく聖聽を開張し、以て先帝の遺徳を光らせ、志士之氣を恢弘すべし。宜しく妄りに自ら菲薄とし、喩えを引きて義を失い、以て忠諫之路を塞ぐべからざる也。」

「宮中、府中（丞相府）は、俱に一體と為り、臧否を陟罰すること、宜しく異同あるべからず。若し奸を作し科（法律の箇条）を犯し及び忠善を為す者有れば、宜しく有司に付して其の刑賞を論じ、以て陛下の平明之理（政治）を昭かにすべし、宜しく私に偏り、内外をして法に異なら使むべからざる也。」

「侍中、侍郎の郭攸之（侍中）、費禕（侍中）、董允（黄門侍郎）等は、此れ皆な良實なり、志慮は忠純、是を以て先帝は簡拔し以て陛下に遺すなり。愚は以為うに宮中之事は、事は大小と無く、悉く以て之に咨り、然る後に施行すれば、必ず能く闕漏を裨補し、廣益する所有り。將軍の向寵は、性行は淑均にして、軍事に曉暢す、昔日に試用せられ、先帝は之を稱して能と曰う、是を以て衆議は寵を擧げて督と為す。愚は以為うに營中之事は、悉く以て之に咨れば、必ず能く行陳をして和睦し、優劣をして所を得使めん。」

「賢臣に親しみ、小人を遠ざける、此れ先漢の興隆する所以也。小人に親しみ、賢臣を遠ざけるは、此れ後漢の傾頽する所以也。先帝の在りし時、毎に臣と此の事を論じる、未だ嘗て桓（帝）、靈（帝）に嘆息痛恨せざるはあらざる也。侍中尚書（陳震）、長史（張裔）、參軍（蔣琬）は、此れ悉く端良にして、節に死する之臣なり、願わくは陛下は之に親しみ、之を信じれば、則ち漢室之隆なることは、日を計りて而して待つ可き也。」

「臣は本は布衣にして、躬ら南陽に耕す、苟くも性命を亂世に全くせんとし、諸侯に聞達を求めず。先帝は臣が卑鄙なるを以てせずして、猥りに自ら枉屈し、臣に草廬之中に三顧し（65 卷漢獻帝建安 12 年）、（4-264p）臣に咨るに當世之事を以てす。是に由りて感激し、遂に先帝に許すに驅馳（馬や車を走らせること）を以てす。後傾覆（劉備が曹操に蹴散らされた事）に値し、任を敗軍（當陽長陽の敗）之際に受け、命を危難之間に奉じ（江南に使いすこと）、爾來二十有一年なり矣。先帝は臣の謹慎なるを知り、故に崩ずるに臨みて臣に寄せるに大事を以てす也。」

「受命以來、夙夜は憂歎、恐らくは托付は效ならず、以て先帝之明を傷つけり。故に五月に瀘（水の名、四川省永寧道宜賓県の西南、現・宜賓市叙州区、瘴氣多く人を害するという）を渡り、深く不毛（草木生えず）に入れり。今南方は已に定まり、甲兵は已に足り、當に三軍を獎率し、北に中原を定め、庶わくは驚鈍を竭し、奸凶を攘除し、漢室を興復し、舊都に還さん、此れ臣の先帝に報いる所以、而して陛下に忠なる之職分也。斟酌損益し、進みて忠言を盡くすに至りては、則ち攸之、禕、允之任也。願わくは陛下は臣に托するに賊を討ち興復之效を以てすべし、效せざれば、則ち臣之罪を治め以て先帝之靈に告げるべし。若し興徳之言無ければ、則ち《三國志集解》引錢儀吉説補）、攸之、禕、允等之慢を責め以て其の咎を彰かにすべし。陛下も亦た宜しく自ら謀り、以て善道を諮諏（問い諮る）し、雅言（雅正の言）を察納し、深く先帝の遺詔を追うべし。臣は恩を受けて感激するに勝えず、今當に遠く離れ、表に臨みて涕零し、言う所を知らず。」

遂に行き、沔北の陽平の石馬（城名、陝西省漢中市沔県の東、現・漢中市勉県）に屯す。」

蜀 **〔諸葛亮は漢中にて激励〕** 亮は廣漢太守の姚俛を辟して掾と為し、俛は並びて文武之士に進み、亮は之を稱して曰く、

「忠益者人を進めるよりも大なるは莫し、人を進める者は各々其の尚ぶ所を務める。今姚掾は並せて剛柔を存し以て文武之用を廣め、博雅と謂う可し矣。願わくは諸掾は各々此の事を希い以て其の望みを屬（合する）すべし。」

■ **〔魏は諸葛亮を迎撃せず〕** 帝は諸葛亮が漢中に在るを聞き、大いに兵を發して就きて之を攻めんと欲

し、以て散騎常侍の孫資に問い、資は曰く、

「昔**武皇帝**は南鄭（陝西省漢中道南鄭県、現・漢中市南鄭区）を征し、**張魯**を取り、陽平之役（67 卷建安 20 年、215 年）は、危く而して後に濟る、又た自ら往きて**夏侯淵**の軍を抜き出し（68 卷建安 24 年にあり）、數々言うに、『南鄭は直ちに天の獄中為り、斜谷道は五百里の石穴為る耳、』其の深險なるを言い、**淵**の軍を出すを喜ぶ之辭也。又た、**武皇帝**は用兵に聖にして、蜀賊の山巖に棲むを察し、吳虜の江湖に竄するを視、皆な撓^{たわみ}而して之を避け、將士之力を責めず、一朝之忿りを爭わず、誠に所謂勝ちを見而して戦い、難を知り而して退く也。今若し進軍して南鄭に就きて**亮**を討てば、道は既に險阻なり、計るに精兵を用い及び轉運し、南方の四州（荊州・徐州・揚州・豫州）を鎮守し、水賊を遏御するに、凡そ十五六萬人を用いん、必ず當に復た更に發興する所有り。天下は騷動し、力を費すは廣大なり、此れ誠に**陛下**の宜しく深慮する所なり。夫れ守戰之力は、力役は參倍す。但だ今日の見兵を以て分ちて大將に命じて諸々の要險に據らしめば、威は足以て強寇を震攝し、**(4-264p)** 疆場を鎮靜するに足り、將士は虎睡し、百姓は無事なり。數年之間は、中國は日々盛んにして、吳、蜀の二虜は必ず自ら罷敵せん。」

帝は乃ち止む。

■ **[五銖錢の復活]** 初め、**文帝**は五銖錢を罷め（69 卷黃初元年にあり）、穀帛を以て用と為さ使む、人間巧偽は漸く多く、競いて穀を濕^{うる}おして以て利を要め、絹を薄くし以て市と為し、處するに嚴刑を以てすと雖も、禁ずる能わざる也。**司馬芝**等は朝を舉げて大議し、以為えらく、

「錢を用いるは徒に國を豊かにするに非ず、亦た刑を省く所以なり、今更に五銖を鑄るの便^た為るに若かず。」

夏、四月、乙亥（11-1+1= 1 1 日）、復た五銖錢を行う。

■ **甲申**（20-1+1= 2 0 日）、初めて宗廟を洛陽に營む。

■ **六月**、**司馬懿**を以て荊、豫州諸軍事を都督し、所領を率いて宛に鎮せしむ。

■ **[虞氏は皇后を辞退]** **冬、十二月**、貴嬪の河内の**毛氏**（典虞工卒の毛嘉の娘）を立てて**皇后**と為す。初め、帝は平原王為り、河内の**虞氏**を納れて妃と為す。即位に及び、**虞氏**は立ちて**后**と為るを得ず、**太皇太后**は焉を慰勉す。**虞氏**は曰く、

「**曹氏**は自ら好みて賤しきを立て（**曹操**・**曹丕**は皆皇后に正室を立てず）、未だ能く義を以て舉げる者有らざる也。然れども**后**は内事を職とし、君は外政を聴き、其の道は相い由り而して成る。苟くも善を以て始める能わざれば、未だ能く終わら令む者有らざる也、殆んど必ず此に由り國を亡ぼし祀を喪わん矣！」

虞氏は遂に紉^{しりぞ}けられ鄴宮に還る。

■ **[肉刑を復活せず]** 初め、**太祖**、**世祖**は皆な肉刑を復するを議し、軍事を以て果たさず。**帝**の即位に及び、太傅の**鍾繇**は上言す、

「宜しく**孝景**之令の如く、其の棄市に當たり右趾を斬らんと欲する者は、之を許すべし。其の黥（黥面、入れ墨の刑）、劓（鼻削ぎの刑）、左趾、官刑の者は、自如たり。**孝文**は易えるに髡笞を以てす、以て歳ごとに生三千人を生かす可し。」（一見すると刑を軽くした様に見えるが、肉刑にして鞭打つとしても、一万人死んでいたものが、その内三千人助かるの意味。詳細は魏志鍾繇傳。資治通鑑が省略しすぎ）

公卿以下に詔して議せしむ、司徒の**朗**は以為く、

「肉刑は用いられざる已來、年を歴るに數百。今復た之を行えば、恐らくは減ずる所之文（法文）は未だ萬

民之目に彰われず、而して肉刑之問（聞、風聞）は已に寇讎之耳に宣びん、遠人を來たらず所以に非ざる也。今繇が軽くせんと欲する所之死罪を按じ、死を減ずるの髡刑なら使む可し、其の輕きに嫌^{うたが}わしき者は、其の居作（懲役、魏の制に髡刑は居作五年）之歳數を倍す可し。内は生を以て死に易える訾^{はか}られざる之恩有り、外は刖を以て釁（足かせ、孝文帝は左右の趾を釁するを以て刖に代えられたり）に易える耳を駭^はかす之聲無からん。」議者は百餘人、朗と同じ者は多し。帝は吳、蜀（漢とあるべきを司馬光は修正せず）の未だ平らがざるを以て、且く寢む。

■ 吳 是の歳、吳の昭武將軍の韓當は卒す、其の子の綜は淫亂不軌にして、（4-266p）罪を得るを懼れ、閏月（元嘉曆では一月）、其の家屬、部曲を將いて來奔す。

■ [孟達の反乱と司馬懿の神速] 初め、孟達は既に文帝の寵する所と為り、又た桓階、夏侯尚と親善す。文帝の殂し、階、尚は皆な卒するに及び、達の心は自ら安ぜず。諸葛亮は聞き而して之を誘い、達は數々與に書を通じ、陰かに蜀（漢とあるべきを司馬光は修正せず）に歸するを許す。達は魏興太守の申儀と隙有り、儀は密かに表して之を告げる。達は之を聞き、惶懼し、兵を擧げて叛せんと欲す。司馬懿は書を以て之を慰解し、達は猶豫して未だ決せず、懿は乃ち軍を潛めて進み討つ。諸將は言わく、「達は吳、漢と交通す、宜しく觀望し而して後に動くべし。」

懿は曰く、

「達は信義無し、此れ其の相い疑う之時也。當に其の未だ定まらさせるに及びて促して之を決すべし。」乃ち倍道兼行し、八日にして其の城下に到る。吳、漢は各々偏將を遣わして西城の安橋、木蘭塞に向い以て達を救う。懿は諸將を分けて以て之を距ぐ。初め、達は亮に書を與えて曰く、

「宛は洛を去ること八百里、吾は去ること一千二百里。吾が事を擧げるを聞けば、當に天子に表上すべし、相い反覆するに比すまで、一月の間ならん也、則ち吾が城は已に固く、諸軍は辦ずるに足りん。吾が在る所は深險なり、司馬公は必ず自ら來たらず、諸將が來たれば、吾は患い無し矣。」

兵の到るに及び、達は又た亮に告げて曰く、

「吾が事を擧げること八日に而して兵は城下に至る、何ぞ其の神速なる也！」

令和4年5月9日 和訳開始 10828 文字

令和4年5月21日 和訳終了 21590 文字